

秋田県条例第二十三号

秋田県標準事務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 秋田県標準事務関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料）」に改め、同条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(秋田県鳥獣飼養登録票交付等手数料徴収条例及び秋田県環境影響評価条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

一 秋田県鳥獣飼養登録票交付等手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第七十号）第一条

二 秋田県環境影響評価条例（平成十二年秋田県条例第百三十七号）第二条第三項第一号

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第三条 住民基本台帳法施行条例（平成十四年秋田県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第七号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表第八号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

(市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部改正)

第四条 市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成十六年秋田県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第五十三第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表第六号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

(秋田県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部改正)

第五条 秋田県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（平成二十四年秋田県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（一）を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（一）に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。